

一般競争入札（以下「入札」という。）を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定により、次のとおり公告する。

令和6年5月1日

かすみがうら市長 宮 嶋 謙

1 入札対象業務委託

- (1) 委託件名： 小中義務教育校施設特殊建築物定期調査報告業務委託
- (2) 委託場所： かすみがうら市立小中義務教育学校
- (3) 委託概要： 建築基準法第12条の規定に基づく建築物の定期調査報告業務
- (4) 委託期間： 契約日の翌日から令和6年12月20日まで
- (5) 予定価格： 4,600,000円（消費税及び地方消費税を含まない）

2 最低制限価格

設定しない。

3 入札に参加できる者の参加資格条件

- (1) 令和5・6年度のかすみがうら市における建設コンサルタント業務に係る競争入札参加資格の認定を受けていること。
- (2) 公告日時点において、かすみがうら市内に本店、支店等（営業所）又は土浦市、石岡市のいずれかに本店を有していること。
※支店等の営業所は、入札・契約・代金の請求等を委任されていること。
- (3) 一級建築士若しくは二級建築士の登録がある事務所であること。
- (4) 3ヶ月以上継続して雇用している一級建築士若しくは二級建築士又は建築物調査員資格者証の交付を受けている者を技術者として配置すること。
- (5) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者及び同条第2項の規定に基づくかすみがうら市の入札参加の制限を受けていない者であること。
- (6) 入札に参加する者が入札公告の日から入札開札日までの間ににおいて、かすみがうら市工事請負業者指名停止等措置要綱（平成17年3月28日告示第148号）に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。（更生計画の認可決定又は再生計画の認可決定が確定した後に入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）
- (8) かすみがうら市暴力団排除条例第7条に定める暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。
- (9) 入札参加有資格者が入札までに入札参加資格条件を満たさなくなったときは、入札に参加できないものとする。

4 設計図書（図面を含む）の閲覧及び質問等

見積作成に必要となる資料については、かすみがうら市ホームページから行う。なお、市ホームページから設計図書資料の閲覧ができないときは、申し出により設計図書資料の閲覧を行う。

(1) 設計図書の閲覧

受付期限：令和6年5月1日から令和6年5月22日の午後4時まで
(閉庁日を除く)

閲覧先：かすみがうら市役所千代田庁舎 総務部検査管財課

(2) 設計図書に対する質問

受付期限：令和6年5月8日の午前9時から令和6年5月9日の午後4時まで
(閉庁日を除く)

申請方法：電子申請（いばらき電子申請・届出サービス）によるものとする。申請後、確認のため必ず総務部検査管財課へ電話連絡すること。

(3) (2)に対する回答

令和6年5月13日から、かすみがうら市ホームページ内「入札・契約」に掲載する。

5 入札方法等

- (1) 入札方法：郵便による入札（一般書留、簡易書留、配達証明のいずれかによる。）
- (2) 入札書：指定の入札書を使用すること。
- (3) 入札用封筒：指定の様式（市ホームページ内「入札・契約」の【お知らせ】欄に一般競争入札（郵便入札）

の実施について掲載)による封筒を使用すること。

*封筒表面に「**日本郵便(株)石岡郵便局留**」と記載すること。

(4) 積算内訳書の提出：積算内訳書は入札書と同封により郵便で提出すること。(会社名を明記のこと。)

*積算内訳書は、市ホームページより提供する**仕様書**に対応し作成すること。

(5) 入札書の提出方法：令和6年5月22日午前12時00分に石岡郵便局で保管（書留郵便、簡易書留郵便、配達証明郵便、配達記録郵便）され、かつ、受領できる入札書を有効とするので、入札に参加する者は当該日時までに石岡郵便局で処理されるように入札書を差し出すこと。

*入札書を差し出す際には石岡郵便局にその保管期間を確認すること。

*郵便物の配達状況については、郵便局ホームページの「郵便追跡サービス」で確認すること。（郵便追跡サービスを利用するには「お問い合わせ番号」が必要です。）

(6) やむを得ない事態が発生したときは、入札の執行を中止し、又は延期するものとする。

(7) 入札書には、入札参加者が消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を記載すること。

6 入札（開札）

(1) 入札（開札）日時：令和6年5月23日 午後1時40分

(2) 入札（開札）場所：かすみがうら市役所 千代田庁舎 第8会議室

(3) 入札（開札）の立会い：立会いを希望する場合には、開札立会い届出書（様式第6号）を開札日の前日の午後3時までにFAXにより検査管財課へ提出すること。

7 落札候補者の決定方法

(1) 予定価格の制限の範囲内の価格で、最低の価格の申込みをした者を落札候補者とする。

(2) 落札候補者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、地方自治法施行令167条の9の規定によるくじにより落札候補者及びその次の順位以降の者（以下「次順位者」という。）を決定する。

8 入札参加資格を証明する書類の提出

落札候補者は、次に従い、入札参加資格を証明する書類を提出しなければならない。

(1) 提出期限：令和6年5月24日の午後3時までとする。ただし、次順位者だった者の提出期限は、市指定期日までとする。

(2) 提出場所：かすみがうら市役所総務部検査管財課

(3) 提出方法：FAXによるものとする。（送信後、確認のため必ず総務部検査管財課へ電話連絡すること。）

(4) 提出書類：

- ・建築士法第23条に規定する一級建築士若しくは二級建築士の事務所登録証の写し
- ・3ヶ月以上継続して雇用している一級建築士若しくは二級建築士又は建築物調査員資格者証の交付を受けている者を技術者として配置することを証する書類
- ・電子契約利用申出書（電子契約による契約締結を希望する場合のみ）
- ・その他必要と認める書類

9 落札者の決定方法

(1) 入札参加資格を証明する書類により、落札候補者について入札参加資格の審査を行う。

(2) 入札参加資格審査の結果、入札参加資格があると認められたものを落札者とする。

(3) 入札参加資格審査の結果、入札参加資格がないと認められた場合には、次順位者を落札候補者とし、この者につき改めて入札参加資格の審査を行う。この審査は落札者が決定するまで行う。

10 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金：免除する。

(2) 契約保証金：免除する。

11 支払条件

(1) 前金 払：無し。

(2) 部分 払：無し。

12 入札の無効

以下に該当する入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す。

ただし、押印を省略する場合は「本件責任者及び担当者」の氏名及び連絡先を余白に記載してあれば有効。

(1) 入札参加資格審査において、入札参加資格がないと認められた者の入札

(2) 提出書類に虚偽の記載をした者の入札

(3) 談合等不正行為による入札

- (4) 2通以上の入札をした者の入札
- (5) 石岡郵便局にて受領時点で保管されていない入札書を提出した者の入札
- (6) 入札価格を訂正した入札書を提出した者の入札
- (7) 入札書に記載された入札者名及び押印、入札価格又は重要な文字が誤脱し、若しくは不明瞭で確認できない入札
- (8) 予定価格を超える金額を記載した者の入札
- (9) 積算内訳書の提出が無い者の入札
- (10) 入札書の金額と異なる積算内訳書を提出した者の入札
- (11) 参加者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係が存在する場合の入札
 - ア 資本関係において、親会社と子会社の関係にある場合
 - イ 資本関係において、親会社と同じくする子会社同士の関係にある場合
 - ウ 人的関係において、一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合
 - エ 人的関係において、一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合
 - オ その他上記アないしエと同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合

1.3 その他

- (1) 契約に当たっては、契約書の作成を要する。